

『消すまでは 心の警報 ONのまま』

(平成25年度全国統一防火標語)

3月1日(土)～7日(金)までは
春季全国火災予防運動週間です

①期間中、サイレン吹鳴を実施します。

★時 間

午前7時と午後6時の2回

★吹鳴方法

15秒吹鳴し6秒休み15秒吹鳴

②期間中夜間、消防団が防火啓発巡回を行います。

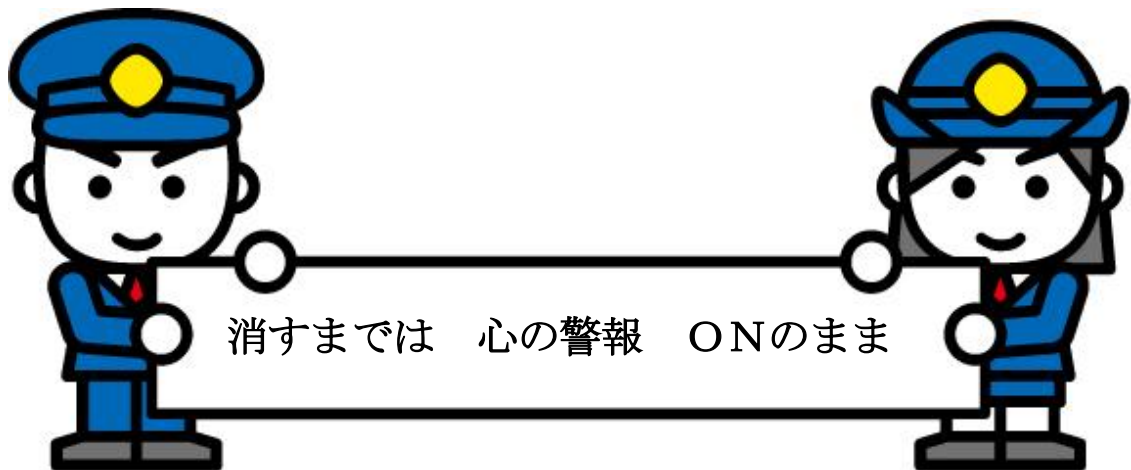
【問い合わせ先】

栃木市役所 藤岡総合支所

地域まちづくり課 消防チーム

(電話) 62-0900

◆冬から春先にかけてが、一年を通じて火災が最も多い時期です。特に3月は、春一番などの強風が吹くため、空気が乾燥し火災の発生しやすい条件がそろっています。それだけに、ちょっとした火への不注意が大きな火災につながります。被害を防ぐためには、一人ひとりがしっかりと防火意識を持つことが重要です。



※空地の枯草は刈り取りましょう

空地の管理は、火災予防条例に「空地の所有者、管理者または占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。」と管理が義務付けられています。

とくに、住宅地周辺に繁茂した雑草（枯草）が放置されていると、火災発生時に周囲に多大な危険を与えることはもとより、犯罪等の発生原因ともなります。空地の所有者などは、自分の土地を再確認し、適切な管理をしてください。

